

令和5年度上期 ガス事業法に基づく立入検査結果

令和5年11月21日

近畿支部保安課

ガス事業法第172条第1項の規定に基づき、ガス事業者に対して計画的に立入検査を実施し、法の遵守状況等について確認を行いました。

1. ガス小売事業者（旧一般ガス事業者）及び一般ガス導管事業者

今年度上期における実施状況等は以下のとおりです。

(1) 実施状況

実施事業者数：3事業者

(2) 検査結果

検査項目	適合状況※
○ガス小売事業者の消費機器の調査・周知に関すること。	
① 保安業務規程の遵守状況（消費機器に係る調査・周知の実施状況等）	良：2事業者、否：1事業者
② その他保安業務に関する規定の遵守状況	良：3事業者、否：なし
○ガス事業者のガス工作物の工事、維持及び運用に関すること。	
① 技術基準の適合状況	良：3事業者、否：なし
② 保安規程の遵守状況	良：3事業者、否：なし
③ ガス主任技術者選任状況並びにガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督の職務状況	良：3事業者、否：なし
④ 使用前自主検査及び定期自主検査の実施状況	良：3事業者、否：なし
⑤ その他ガス工作物の保安に関する規定の遵守状況	良：3事業者、否：なし

※適合状況 良：適合している場合、否：法令違反等がある場合（改善について文書通知）

○ 改善指導の内容

- ・ガス事業法施行規則第197条第1項第二号ロの表(1)に掲げる消費機器に対する周知の実施が確認できない。実施状況を再確認し、必要な頻度で実施されていない場合は早急の実施すること。併せて、他の個別周知対象機器に係る周知状況を確認し、必要な場合は実施すること。（ガス事業法第159条第1項、同法施行規則第197条第1項第二号ロ）

○ 改善指導後の状況

- ・改善報告書の提出により、改善状況を確認。

2. ガス小売事業者（旧簡易ガス事業者）

今年度上期における実施状況等は以下のとおりです。

（1）実施状況

実施事業者数：2事業者

（2）検査結果

検査項目	適合状況※
① 技術基準の適合状況	良：なし、否：2事業者
② 保安規程の遵守状況	良：2事業者、否：なし
③ ガス主任技術者選任状況並びにガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督の職務状況	良：2事業者、否：なし
④ 使用前自主検査及び定期自主検査の実施状況	良：2事業者、否：なし
⑤ 保安業務規程の遵守状況（消費機器に係る調査・周知の実施状況等）	良：1事業者、否：1事業者
⑥ その他ガス工作物の保安、保安業務に関する規定の遵守状況	良：1事業者、否：1事業者

※適合状況 良：適合している場合、否：法令違反等がある場合（改善について文書通知）

○ 改善指導の内容

- ・ 灯外内管漏えい検査を4年に1回以上の頻度で実施すること。
（ガス工作物の技術上の基準を定める省令第51条第2項）
- ・ 保安業務規程について、保管管理を改善すること。
（ガス事業法第160条第1項）
- ・ 消費機器調査について、前々回の調査日が不明であるため必要な頻度で実施されているか確認できない。4年に1回以上の頻度で調査を実施するとともに調査日を記録すること。
（ガス事業法施行規則第200条第1項第1号）
- ・ 開栓時の消費機器調査について、記録を作成し保存すること。
（ガス事業法第159条第6項）
- ・ 毎年の定期報告及び届出を期限までに提出すること（消費機器の調査結果報告、周知状況の届出書）
（ガス関係報告規則第3条、ガス事業法施行規則第197条第1項第5号）
- ・ 特定製造所の静電気除去のためのアース線が認められない。他の特定製造所についても確認のうえ改善すること。
（ガス工作物の技術上の基準を定める省令第12条、同解釈例第9条）
- ・ 灯外内管（PLS管理設箇所）に係る漏えい検査を速やかに実施すること。
（ガス工作物の技術上の基準を定める省令第51条第2項）

○ 改善指導後の状況

- ・ 改善報告書の提出により、改善状況を確認。

3. ガス小売事業者（旧一般ガス事業者及び旧簡易ガス事業者を除く）

今年度上期における立入検査の実績はありません。

4. ガス製造事業者

今年度上期における立入検査の実績はありません。